

附属書十四（第十一章関係） 建設サービス

A部 第十一章の規定の適用を受ける日本国の調達に係る建設サービス

第十一章の規定は、附属書十一に掲げる機関により調達される次の建設サービスについて適用する。

（注 千九百九十一年の暫定的な国際連合中央生産物分類（以下「CPC」という。）に基づく。）

五一 建設工事

A部に関する注釈

建設サービス契約とは、その手段のいかんを問わず、CPC第五一区分に掲げる土木工事又は建築物の工事の実施を目的とする契約をいう。

B部 第十一章の規定の適用を受けるメキシコの調達に係る建設サービス

第十一章の規定は、附属書十一に掲げる機関により調達される次の建設サービスについて適用する。

建設工事の分類番号

（注 建設工事の分類番号は、CPC第五一区分に基づく。）

建設工事の定義 建設の準備のための作業並びに居住用建築物、非居住用建築物又は土木建造物の新築、修繕、改築、修復及び保守のための工事をいう。これらの作業及び工事は、事業の施主のため若しくは自己のために一括して建設工事を行う総合建設業者によって行われ、又は専門的な建設業者（設備工事に係るもの等）に当該建設工事の一部を下請に出すことによって行われる。この場合において、下請負人によって行われる工事の価額は、元請負人の工事の価額の一部を成す。次に分類される生産物は、建設活動の最終生産物である各種の建造物の生産過程において不可欠なサービスである。

分類番号 概要

- 五一一 建設用地における建設の準備のための作業
- 五一一一 用地調査作業
- 五一一二 解体工事
- 五一一三 用地整備作業
- 五一一四 掘削工事及び土砂運搬作業
- 五一一五 採鉱（石油及びガスの採掘を除く。）のための整地作業

- 五一一六 足場の組立作業
- 五一一一 建築工事
 - 五一一一 一又は二の住居を有する建築物に係る建築工事
 - 五一一二 三以上の住居を有する建築物に係る建築工事
 - 五一一三 倉庫及び産業用建築物に係る建築工事
 - 五一一四 商業用建築物に係る建築工事
 - 五一一五 娯楽のための建築物に係る建築工事
 - 五一一六 ホテル及び飲食店並びにこれらに類する建築物に係る建築工事
 - 五一一七 教育施設に係る建築工事
 - 五一一八 病院等に係る建築工事
 - 五一一九 その他の建築物に係る建築工事
 - 五一一三 土木工事
- 五一一一 幹線道路（高架のものを除く。）、街路、一般道路、鉄道及び滑走路に係る土木工事

- 五二三二 橋、高架の幹線道路、トンネル及び地下鉄に係る土木工事
- 五二三三 水路、港湾、ダムその他の水路関連施設に係る土木工事
- 五二三四 長距離パイプライン及び通信用又は電力用のケーブルに係る土木工事
- 五二三五 地域内パイプライン及び地域内ケーブルに係る土木工事並びにこれに付随する工事
- 五二三六 鉱業及び製造業のための施設に係る土木工事
- 五二三七 スポーツ及びレクリエーションのための施設に係る土木工事
- 五三三九 他に分類されない土木工事
- 五三四 プレハブ式の建築物の組立て
- 五三五 特殊な建設工事
- 五三五一 基礎工事（くい打ちを含む。）
- 五三五二 井戸の掘削
- 五三五三 屋根工事及び防水工事
- 五三五四 コンクリート工事

- 五二五五 鋼材の屈曲及び組立て（溶接を含む。）
- 五二五六 石工事
- 五二五九 その他の特殊な建設工事
- 五二六〇 設備工事
- 五二六一 暖房、換気及び空調のための設備に係る工事
- 五二六二 水道配管工事及び配水管敷設のための工事
- 五二六三 ガス配管工事
- 五二六四 電気工事
- 五二六五 絶縁又は遮断のための工事（電気、水、熱及び音響に関するもの）
- 五二六六 囲い及び柵さくの建設工事
- 五二六九 その他の設備工事
- 五二七〇 建築物の仕上げのための工事
- 五二七一 ガラス及び窓ガラスの取付工事

五二七二	左官工事
五二七三	塗装工事
五二七四	床及び壁のタイル張り工事
五二七五	その他の床張り及び壁張りの工事
五二七六	木材及び金属の建具の取付工事
五二七七	室内装飾工事
五二七八	装飾用設備の取付工事
五二七九	その他の仕上げのための工事
五二八〇	建築物の建設若しくは解体のための設備又は土木工事のための設備の賃貸サービス（運転者を伴うもの）